

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

次

ページ

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置等に係る許可申請の内容の概要等 (廃棄物対策課) 一五三
- 有害興行の指定 (生活文化・青少年室) 一五四
- 一般競争入札の実施 (環境生活部総務課) 一五四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 一五五
- 肥料の登録の有効期間の更新 (道産食品安全室) 一五六
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 一五六
- 漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正 (水産経営課) 一五七
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 一五七
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(二件) (治山課) 一六一
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 一六二
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一六二
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了 (道路計画課) 一六二
- 道路の区域の決定 (道路整備課) 一六二
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 一六三
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 一六四
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一六四
- 一般競争入札の実施 (物品管理課) 一六五
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課) 一六六
- 北海道分別収集促進計画の変更 (廃棄物対策課) 一六六
- 平成十四年度砂利採取業務主任者試験合格者 (資源エネルギー課) 一六六
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(四件) (道選挙管理委員会告示) 一六七
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (道人事委員会告示) 一六八

○一般競争入札の実施

一六八

告

示

北海道告示第1881号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年11月29日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成14年11月14日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)

室蘭市中島町4丁目9番24号

有限会社さんばい 代表取締役 上山 義夫

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

登別市千歳町172、226、229

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ロ(安定型最終処分場)

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにかれき類

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 登別市市民生活部環境資源課 午前9時から午後5時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成14年11月29日から平成15年1月6日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成14年12月29日から平成15年1月3日(登別市にあっては、平成14年12月31日から平成15年1月5日)までの期間を除く。)

3 意見書の提出

平成14年11月29日から平成15年1月6日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成14年12月29日から平成15年1月3日(登別市にあっては、平成14年12月31日から平成15年1月5日)までの期間を除く。)

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 登別市市民生活部環境資源課 午前9時から午後5時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成14年11月29日から平成15年1月6日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成14年12月29日から平成15年1月3日(登別市にあっては、平成14年12月31日から平成15年1月5日)までの期間を除く。)

- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 051－8558 室蘭市幸町 9 番 11 号 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課）に平成15年 1 月 20 日（月）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1862号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年11月29日

興行の種類	興 行 の 題 名	制作会社又は配 給 会 社	北海道知事堀 達 也指定の範囲	堀 達 也指定の理由
映画	隣のお姉さん	小股の斬れ味	オーピー映画	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあるためと認められるため
同	中村あみ	お願い汚して	同	
同	フレックス	コムストック	同	
同	巨乳女将の寝乱れ姿	オーピー映画	同	
同	秘蜜	ギヤガ・コムニニケーショonz	同	

北海道告示第1863号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年11月29日

- 北海道知事堀 達 也
- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 15台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成15年 1 月 14 日
 - (4) 納 入 場 所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年度北海道告示第19号又は平成14年度北海道告示第 9 号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道環境生活部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道庁本庁舎12階 環境生活部第 1 号会議室
 - (2) 入 札 日 時 平成14年12月16日 午前10時
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道環境生活部総務課
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 - (1) 提 出 期 限 平成14年12月11日
 - (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道環境生活部総務課

11 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道環境生活部総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011－231－4111 内線 24－111
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1864号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年3月31日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年11月29日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
プラザいちまる清水店
上川郡清水町字清水第1線50番32
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本甜菜製糖株式会社 代表取締役 松久 直史
東京都中央区京橋2丁目3番13号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社いちまる株式会社	帯広市西5条南34丁目12番地	代表取締役 加藤 祐功
株式会社サツポロドラックストアチェーン	札幌市北区太平3条1丁目2－18	代表取締役 富山 睦浩
有限会社ホシノ	上川郡清水町本通2丁目12番地	代表取締役 星野 啓二
株式会社イズヤパン	帯広市西23条北1丁目2番3号	代表取締役 橋本 千里
オビヒロフーズ株式会社	帯広市西1条南17丁目12	代表取締役 飯島 正美

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社いちまる株式会社	帯広市西5条南34丁目12番地	代表取締役 加藤 祐功
株式会社サツポロドラックストアチェーン	札幌市北区太平3条1丁目2－18	代表取締役 富山 睦浩
有限会社河西運輸	帯広市西23条北1丁目8番6号	代表取締役 津田 幸雄
株式会社イズヤパン	帯広市西23条北1丁目2番3号	代表取締役 橋本 千里

- (4) 変更の年月日
平成14年11月14日
- (5) 変更する理由

退任	平成14.11.11	理事	宮本孝雄	夕張郡長沼町東8線南6番地
同	同	同	服部五和男	同 東8線南10番地
同	同	同	久保田信二	同 東3線南5番地
同	同	同	池田実	同 東8線南19番地
同	同	同	田近久行	同 東8線南14番地
同	同	同	福島幸男	同 東4線南8番地
同	同	同	出口喜代治	同 東4線南13番地
同	同	同	八木克己	同 東1線南10番地
同	同	同	山田文雄	同 西3線南5番地
同	同	同	長尾 稔	同 西2線南6番地
同	同	同	福井 一男	同 西11線南6番地

北海道告示第1887号

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成14年11月29日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成14年11月29日

北海道知事 堀 達 也

1 法第104条第1号に掲げる漁業(1)こんぶをとる漁業の表上磯加入区の項の次に次の3項を加える。

湯浜加入区

(水域) 渡海共第38号漁業権の漁場の区域
(区域) 函館市漁業協同組合の地区のうち、函館市湯浜町、湯川町、金堀町及び広野町の地域

大森加入区

(水域) 渡海共第38号漁業権の漁場の区域
(区域) 函館市漁業協同組合の地区のうち、函館市大森町、栄町、東川町及び宇賀浦町の地域

住吉加入区

(水域) 渡海共第38号漁業権の漁場の区域
(区域) 函館市漁業協同組合の地区のうち、函館市住吉町及び青柳町の地域

1 法第104条第1号に掲げる漁業(1)こんぶをとる漁業の表函館加入区の項を削る。

北海道告示第1888号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年11月29日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林予定森林の所在 深川市鷹泊2412地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所 2402・2403・2406・2407・2411（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
2354から2359まで、2412

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

ロ 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在 爾志郡乙部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

ロ 乙部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

ハ 次の森林については、主伐は、択伐による。

ニ 乙部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

ホ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ヘ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ト 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

ロ 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

第1421号

北海道公報

3(1) 保安林予定森林の所在 爾志郡乙部町 (国有林。次の図に示す部分に限る。) 場所 (2) 指 定 の 目 的 干害の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (フ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 乙部町 (国有林。次の図に示す部分に限る。) (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(フ) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 泊村 (国有林。次の図に示す部分に限る。) (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 泊村 (国有林。次の図に示す部分に限る。) (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)
4(1) 保安林予定森林の所在 久遠郡大成町 (国有林。次の図に示す部分に限る。) 場所 (2) 指 定 の 目 的 干害の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (フ) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。)	6(1) 保安林予定森林の所在 厚田郡厚田村 (国有林。次の図に示す部分に限る。) 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (フ) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 厚田村 (国有林。次の図に示す部分に限る。) (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 厚田村 (国有林。次の図に示す部分に限る。) (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚田村役場に備え置いて縦覧に供する。)
5(1) 保安林予定森林の所在 古宇郡泊村 (国有林。次の図に示す部分に限る。) 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法	7(1) 保安林予定森林の所在 余市郡赤井川村 (国有林。次の図に示す部分に限る。) 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 赤井川村（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤井川村役場に備え置いて縦覧に供する。）	(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
8(1) 保安林予定森林の所在 余市郡仁木町（国有林。次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 仁木町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 仁木町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び仁木町役場に備え置いて縦覧に供する。）	10(1) 保安林予定森林の所在 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）
9(1) 保安林予定森林の所在 積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指定の目的 水源のかん養	11(1) 保安林予定森林の所在 沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）	(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 三石町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び三石町役場に備え置いて縦覧に供する。）
12(1) 保安林予定森林の所在 新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）	14(1) 保安林予定森林の所在 余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び余市町役場に備え置いて縦覧に供する。）
13(1) 保安林予定森林の所在 三石郡三石町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法	15(1) 保安林予定森林の所在 古平郡古平町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

16(1) 保安林予定森林の所在 積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

17(1) 保安林予定森林の所在 小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成14年11月29日

1(1) 解除予定保安林の所在 中川郡幕別町字駒畠740の2、740の3
場所

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解除の理由 指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在 十勝郡浦幌町字平和83の2、83の5
場所

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第1890号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年11月29日
1(1) 解除予定保安林の所在 北海道知事堀達也
場所 様似郡様似町潮見台1の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 河西郡更別村字上更別475の1・638の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
場所

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び更別町役場に

第1421号

- 備え置いて縦覧に供する。)
- 3(1) 解除予定保安林の所在 中川郡幕別町字駒畠746の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
- た目的
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1891号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年11月29日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 解除に係る保安林の所 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町192の2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定され 土砂の流出の防備
- た目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1892号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定による通知があった。

平成14年11月29日

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
- 札幌北広島自転車道線 北広島市西の里460番3地先から北広島市西の里942番2地先まで
- 旭川置雲峠自転車道線 旭川市東鷹栖東3条4丁目地先 (河川敷地) から旭川市東鷹栖1線16号地先 (河川敷地) まで

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 解除予定保安林の所在 三笠市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- 2 保安林として指定され 水源のかん養
- た目的
- 3 解 除 の 理 由 ダム事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1893号

過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成14年11月29日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 路 線 名 秩父別町道二条路線
- 2 工 事 区 間 雨竜郡秩父別町字秩父別112番地64地先から雨竜郡秩父別町字秩父別2101番地20地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成14年11月19日

北海道告示第1894号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月29日

- 北海道知事 堀 達 也
- 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所
- 18.25mから 2,640.00m 北海道札幌土木現業所
- 73.21mまで 北海道旭川土木現業所
- 6.00mから 1,722.16m 北海道旭川土木現業所
- 6.00mまで

上川郡愛別町字中央1011番地先から 上川郡愛別町字中央1192番8地先（河川敷地）まで	6.00mから 6.00mまで	2,774.71m	—
網走市字柴浜306番1地先（国道334号線交点）から 網走市字浦士別284番1地先（道道小清水女満別線交点）まで	10.91mから 28.83mまで	3,420.59m	道道小清水女満別線にお ける10.21mの間 一般国道244号における 6.74mの間

北海道網走土木現業所

北海道告示第1895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年11月29日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道道	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	線名	区					

芦別 美 瑛 線	芦別市野花南町国有林空知森林管理署芦別事務所353林班地先 （国道38号交点）から芦別市野花南町国有林空知森林管理署芦別事務所352林班ホ小班地先まで	前	8.00mから 84.00mまで	1,161.00m	一般国道38号における21.00mの間	北海道札幌土木現業所
----------	--	---	---------------------	-----------	---------------------	------------

芦別市野花南町827番5地先（国道38号交点）から芦別市野花南町国有林空知森林管理署芦別事務所352林班ホ小班地先まで	前	9.80mから 60.32mまで	2,050.00m	一般国道38号における10.00mの間	
芦別市野花南町国有林空知森林管理署芦別事務所353林班地先 （国道38号交点）から芦別市野花南町国有林空知森林管理署芦別事務所352林班ホ小班地先まで	後	8.00mから 84.00mまで	1,161.00m	一般国道38号における21.00mの間	

芦別市野花南町827番5地先（国道38号交点）から芦別市野花南町国有林空知森林管理署芦別事務所352林班ホ小班地先まで	後	9.80mから 60.32mまで	2,050.00m	一般国道38号における10.00mの間	
上川郡愛別町字伏古536番6地先から 上川郡愛別町字北町417番7地先まで	前	11.45mから 28.00mまで	1,960.00m	—	北海道旭川土木現業所
上川郡愛別町字伏古536番6地先から 上川郡愛別町字北町417番1地先まで	前	17.20mから 29.00mまで	1,543.50m	—	

斜里郡清里町字上斜里828番1地先から 斜里郡清里町字上斜里828番1地先まで	後	17.20mから 29.00mまで	1,543.50m	—	
斜里郡清里町字上斜里828番1地先から 斜里郡清里町字上斜里828番1地先まで	前	8.89mから 8.98mまで	79.70m	—	北海道網走土木現業所

中川郡幕別町寿町2番60地先から 中川郡幕別町字軍岡7番45地先まで	後	8.89mから 20.80mまで	79.70m	—	
中川郡幕別町寿町2番60地先から 中川郡幕別町字軍岡7番45地先まで	前	10.90mから 27.45mまで	752.96m	—	北海道帯広土木現業所

第1421号

北 海 道 公 報

帯 広 浦 幌 線	河東郡音更町十勝川温泉北14丁目1番5地先から 河東郡音更町十勝川温泉北16丁目4番地先まで	同
稚咲内豊富停車場線	天塩郡豊富町字上サロベツ617番20地先から 天塩郡豊富町字上サロベツ617番8地先まで	北海道稚内土木現業所
メナシベツ豊富線	天塩郡豊富町字上サロベツ国有林留萌北部森林管理署161林班 お小班地先から天塩郡豊富町字上サロベツ3107番5地先まで	同
	天塩郡豊富町字上サロベツ国有林留萌北部森林管理署161林班 お小班地先から天塩郡豊富町字上サロベツ2904番1地先まで	

北海道告示第1896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年11月29日

道 路	線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 堀 達 也
道道	平取厚真線	沙流郡平取町字荷菜18番8地先から 沙流郡平取町字荷菜50番7地先まで	北海道室蘭土木現業所

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
- 米 町 温 泉 線
- 余市郡余市町米町1893番8地先（河川敷地）から
余市郡余市町米町1226番8地先まで
- 間 変更前後の別 前

北海道告示第1897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年11月29日

道道	勇足本別停車場線	中川郡本別町西美里別8番7地先から 中川郡本別町弥生町46番2地先まで	同	北海道帯広土木現業所
敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所	
6.00mから 20.00mまで	1,849.00m	――	北海道小樽土木現業所	

余市郡余市町栄町1893番8地先（河川敷地）から
余市郡余市町栄町1284番4地先まで
沙流郡平取町字荷菜20番8地先から
沙流郡平取町字荷菜18番8地先まで

前	16.00mから 54.00mまで	1,849.00m	—
後	16.00mから 54.00mまで	1,849.00m	—
前	11.00mから 19.50mまで	388.00m	—
後	13.50mから 21.00mまで	388.00m	—

北海道室蘭土木現業所

北海道告示第1898号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年11月29日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 机用木製補助天板 166枚

イ 脇机用木製補助天板 140枚

(2) 納 入 期 日 平成15年2月28日

(3) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道出納局物品管理課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(2) 入 札 日 時 北海道本庁舎1階 出納局入札室

(3) 開 札 場 所 平成14年12月19日 午後1時30分

(4) 開 札 日 時 (1)に同じ。

(5) 入 札 保 証 金 (2)に同じ。

5 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札

保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

5 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道出納局物品管理課

電話番号 011－231－4111 内線 32－288

(2) 交 付 方 法

落札者の決定方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年12月12日 正午

(2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道出納局物品管理課

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道出納局物品管理課

イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011－231－4111 内線 32－288

(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第189号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年11月29日

北海道知事 堀 達 也

2売りさばき人の項社団法人北海道警友会の事項中「同 札幌連合支部」を「同

札幌方面連合支部」に、「同 札幌連合支部手箱区曙売りさばき所」を「同

札幌方面連合支部手箱区曙」に、「同 札幌豊平支部」を「同 豊平支

部」に、「同 札幌白石支部」を「同 白石支部」に、「同 札幌厚別

支部」を「同 厚別支部」に、「同 函館連合支部」を「同 函館方面

連合支部」に、「同 函館連合支部石川売りさばき所」を「同 函館方面連合

支部石川」に、「同 赤歌支部歌志内売りさばき所」を「同 赤歌支部歌志

内」に、「同 深川沼田支部沼田売りさばき所」を「同 深川沼田支部沼田」

に、「同 旭川連合支部」を「同 旭川方面連合支部」に、「同 旭川

連合支部近文売りさばき所」を「同 旭川方面連合支部近文」に、「同 稚内

天塩支部天塩売りさばき所」を「同 稚内天塩支部天塩」に、「同 北見連合

支部」を「同 北見方面連合支部」に、「同 北見連合支部大正売りさばき

所」を「同 北見方面連合支部大正」に、「同 静内浦河支部浦河売りさばき

所」を「同 静内浦河支部浦河」に、「同 帯広支部西19条売りさばき所」を

「同 帯広支部西19条」に、「同 釧路連合支部」を「同 釧路方面連

合支部」に、「同 釧路連合支部大柴毛売りさばき所」を「同 釧路方面連合支部大柴毛」に、「同 釧路弟子屈支部弟子屈売りさばき所」を「同 釧路弟子屈支部弟子屈」に改める。

公 報

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第9条第5項の規定により、平成15年4月から平成20年3月までを計画期間とする「北海道分別収集促進計画」を変更したので、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」は、省略し、北海道環境生活部環境室廃棄物対策課及び各支庁地域政策部環境生活課に備え置いて、一般の閲覧に供する。

平成14年11月29日

北海道知事 堀 達 也

公 報

平成14年11月8日実施の平成14年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成14年11月29日

北海道知事 堀 達 也

受 験 地 市 受験番号 氏 名

札 幌 市 4 濱 達 勝 義 龍

7 佐 藤 秀 男

11 小 玉 信 之

12 杉 村 弘 之

14 金 澤 弘 之

16 毛 利 吉 雄

17 石 濱 徹

函 館 市 1 安 岡 博

2 山 本 敏 史

3 内 藤 晶

4 榊 原 弘 幸

5 佐々木 淳

江 差 町 1 川 合 浩 一

2 高 島 憲 幸

倶知安町	2	井高	上橋	和弘	彦弘
岩見沢市	2	佐加	藤藤	一龍	也久
	3	福安	井部	雅昭	紀悦
	5	加福	藤井	憲和	宏悦
	10	安辻	永間	政将	宏玄
旭川市	14	平澤	田家	睦良	和介
	1	澤氏	鷹山	貴	臣涉
	2	川工	森川	忠	一司
	3	八佐	谷藤	雄弘	志弥
	4	幕平	澤木	弘朋	陽活
	6	高薛	田昌		広一
	10	高薛	田昌		
	11	高薛	田昌		
	12	高薛	田昌		
	14	高薛	田昌		
	17	高薛	田昌		
	18	高薛	田昌		
	20	高薛	田昌		
留萌市	21	高薛	田昌		
稚内市	1	高薛	田昌		
	2	高薛	田昌		
	3	高薛	田昌		
	4	高薛	田昌		
網走市	1	高薛	田昌		
	2	高薛	田昌		
	4	高薛	田昌		
	7	高薛	田昌		
	13	高薛	田昌		
	14	高薛	田昌		
	15	高薛	田昌		
	17	高薛	田昌		
	20	高薛	田昌		
室蘭市	1	高薛	田昌		
	2	高薛	田昌		
	6	高薛	田昌		

浦河町	7	上川	澤村	和憲
帯広市	9	柴田	村田	一樹
	3	鈴木	恵正	
	1	関伊	好成	行男
	5	坂上	定賢	功治
	6	藤佐	憲政	三道
	7	市川	幸知	
	8	木々	生修	
	12	木々	史真	
	15	市川	照真	
	16	佐々	幸知	
	18	木々	史真	
	20	今野	史真	
	21	田村	寿充	
釧路市	1	池田	健文	
	2	植田	敏文	
	3	田中	一博	
	5	曾原	憲彦	
	9	木宮	幸隆	
	10	中高	山弓	
	18	猿末	崎場	
	5	橋谷	正健	
根室市	6	正健	幸隆	
	7	幸隆	一喜	
	10	一喜		
支庁告示				
北海道上川支庁告示第32号				
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。				
平成14年11月29日				
北海道上川支庁長 吉田洋一				
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 空知郡上富良野町67番1				

北海道公報

2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野町長 尾岸 孝雄

3

開発許可年月日及び番号

平成13年7月18日 上建設第13-6号

北海道上川支庁告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年11月29日

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上川郡東神楽町692番1（ほか3筆）

2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
新大雪霊園株式会社 代表取締役 関崎 定治

3

開発許可年月日及び番号

平成13年12月6日 上建設第13-15号

北海道網走支庁告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年11月29日

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常呂郡留辺蘂町字温根湯1番45（ほか9筆（第2工区））

2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

常呂郡留辺蘂町字上町61番地
留辺蘂町長 南川 健次郎

3

開発許可年月日及び番号

平成13年2月26日 網建指第12-11号

北海道胆振支庁告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年11月29日

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

虻田郡虻田町字清水53-5、53-6、53-7（第2工区）

2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

虻田郡虻田町字栄町58番地
虻田町長 長崎 良夫

3

開発許可年月日及び番号

平成13年3月13日 胆建指第12-17号

札幌市健康委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第130号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年11月29日

「医療法人社団エス・エス・ジェイ老人保健施設北野の四季」同 愛全病院

札幌市南区川治13条2丁目1の38

57.12.8

を

「医療法人社団エス・エス・ジェイ老人保健施設北野の四季」同 エス・ジェイ老人保健施設北野の四季

北野1条2丁目11番50号

平11.11.15

に、

「A北海道厚生連地域医療研修センター札幌厚生北野病院医療法人愛全病院」同

札幌市南区川治13条2丁目1の38

57.12.8

に、

「特別養護老人ホームひまわり」同

松ヶ枝町154番地30

平11.4.1

を

「特別養護老人ホームひまわり」同

松ヶ枝町154番地30

平11.4.1

に、

ケアハウス伊達ぶらいむ館

同

松ヶ枝町154番地20

平14.11.18

に、

「千歳市立総合病院」同

東雲町1丁目11

同

を

「市立千歳市民病院」同

北光町2丁目1番1号

同

に改める。

北海道人事委員会告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年11月29日

北海道人事委員会委員長 杉本聖治

1 入札に付する事項 (1) 賃貸借する物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ2台及び付属品 一式 (2) 賃貸借する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 借 上 期 間 平成15年1月8日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年1月7日を限度として当該契約期間を延長することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 北海道人事委員会事務局 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 参加しようとする月の初日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。 (4) 納入した賃貸借物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。 (5) 札幌市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道人事委員会事務局 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎11階 人事委員会会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年12月17日 午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道人事委員会事務局任用課 電話番号 011-231-4111 内線 32-465 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で作付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は認めない。	8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で、最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成14年12月10日 (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道人事委員会事務局任用課 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道人事委員会事務局任用課 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-231-4111 内線 32-465 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。
--	--

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発 行 所

集 行 所

北海道総務部法制文書課
北海道印刷株式会社